

学校感染症の種類と出席停止期間の基準



| 感染症の種類 | | 出席停止期間の基準 |
|----------|--|---|
| 第1類 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄縁、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属性インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る） | 治癒するまで |
| 第2類 | インフルエンザ （鳥インフルエンザ（N5N1）を除く） | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| | 水痘 | 全ての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 骨髄炎菌性髄膜炎 | 病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで | |
| 第3類 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他感染症 | 病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで |

※その他感染症

…溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症など学校教育活動において流行を広げる可能性があり、医師において感染のおそれがあると認められたもの。

関係法令：学校保健安全法施行規則18条、19条および学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



原則 発症後、5日を経過し、かつ
解熱後2日を経過するまで出席停止です。

発熱
 解熱
 解熱後
 登校可能

※1

| 発症日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

基準 発症した後5日を経過し、かつ、
症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止

発症 症状あり
 症状が 軽快
 症状 軽快後
 登校可能

| 発症日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※1

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても症状が軽快してから1日を経過しなければ登校はできません。